

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年4月14日

横浜市契約事務受任者
横浜市環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

舞岡緑地および舞岡ふるさとの森において土砂崩れが発生したため、緊急工事による被害復旧作業を行い、隣接道路の通行の安全を図ります。

2 履行(納品)場所

戸塚区舞岡町2798番ほか

3 契約日

令和3年11月24日

4 履行日又は履行期間

令和3年7月3日～令和3年11月30日

5 契約金額

¥9,790,000-

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社横浜緑化 代表取締役 齋藤 久男
戸塚区俣野町828番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

崩れた土砂が道路を塞ぎ通行できない状態にあり、追加の崩落が懸念される箇所もあったため、通行の確保と周辺の安全を早急に図る必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市の公園緑地等につきましては、地震・風水害・土砂災害その他災害時、または災害のおそれがある場合、緊急巡回および緊急措置に対して迅速な対応が可能となるよう、「横浜市防災計画」に基づき、市内造園業者で組織する「一般社団法人 横浜市造園協会」との協定(平成16年8月27日締結、平成28年4月1日更新)を締結しています。

今回の主な対応箇所である舞岡緑地は戸塚区にあるため、(一社)横浜市造園協会の戸塚区班と調整した結果、急斜面地の樹林地作業の実績があり、こうした状況下

で安全かつ迅速な作業のできる当該業者を選定しました。

9 所管課 環境創造局南部公園緑地事務所